

年度別裁判員制度関連予算とその内訳及び執行額とその内訳

執行額とその内訳 (単位:百万円)

※ 他の経費と合わせて執行しているため支出額の算出が困難なものを除く

1 裁判員等日常旅費

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
707	630	625	635	562	585	582	531	565

2 その他裁判員制度施行準備・運営経費  
(主な経費)

H27	
広報経費	23
インターネット関連広報経費	14
広報用ツール経費	8
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	23
裁判員候補者通知発送委託費	25
アンケート等選任手続検証経費	5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	131
裁判員量利検索データ整備経費	12
音声認識システム整備経費	110
法廷等IT機器整備等経費	215
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1
H28	
広報経費	20
インターネット関連広報経費	14
広報用ツール経費	5
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	23
裁判員候補者通知発送委託費	33
アンケート等選任手続検証経費	5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	354
裁判員量利検索データ整備経費	13
音声認識システム整備経費	102
法廷等IT機器整備等経費	212
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1
H29	
広報経費	19
インターネット関連広報経費	14
広報用ツール経費	4
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	20
裁判員候補者通知発送委託費	34
アンケート等選任手続検証経費	5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	167
裁判員量利検索データ整備経費	82
音声認識システム整備経費	102
法廷等IT機器整備等経費	209
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1
H30	
広報経費	20
インターネット関連広報経費	14
広報用ツール経費	5
各種説明会等経費	1
コールセンター業務委託費	19
裁判員候補者通知発送委託費	48
アンケート等選任手続検証経費	5
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	161
裁判員量利検索データ整備経費	29
音声認識システム整備経費	246
法廷等IT機器整備等経費	179
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1
R1	
広報経費	47
インターネット関連広報経費	40
広報用ツール経費	4
各種説明会等経費	3
コールセンター業務委託費	16
裁判員候補者通知発送委託費	52
アンケート等選任手続検証経費	4
裁判員候補者名簿管理システム整備経費	181
裁判員量利検索データ整備経費	9
音声認識システム整備経費	166
法廷等IT機器整備等経費	142
裁判員メンタルヘルス対策相談委託	1

R2		
広報経費		14
	インターネット関連広報経費	7
	広報用ツール経費	3
	各種説明会等経費	3
コールセンター業務委託費		16
裁判員候補者通知発送委託費		45
アンケート等選任手続検証経費		4
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		278
裁判員量刑検索データ整備経費		13
音声認識システム整備経費		92
法廷等IT機器整備等経費		296
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		1
R3		
広報経費		9
	インターネット関連広報経費	7
	広報用ツール経費	1
	各種説明会等経費	2
コールセンター業務委託費		17
裁判員候補者通知発送委託費		39
アンケート等選任手続検証経費		4
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		319
裁判員量刑検索データ整備経費		35
音声認識システム整備経費		92
法廷等IT機器整備等経費		296
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		1
R4		
広報経費		10
	インターネット関連広報経費	7
	広報用ツール経費	0
	各種説明会等経費	3
コールセンター業務委託費		16
裁判員候補者通知発送委託費		40
アンケート等選任手続検証経費		3
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		245
裁判員量刑検索データ整備経費		13
音声認識システム整備経費		92
法廷等IT機器整備等経費		296
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		2
R5		
広報経費		10
	インターネット関連広報経費	7
	広報用ツール経費	0
	各種説明会等経費	3
コールセンター業務委託費		13
裁判員候補者通知発送委託費		33
アンケート等選任手続検証経費		3
裁判員候補者名簿管理システム整備経費		196
裁判員量刑検索データ整備経費		8
音声認識システム整備経費		92
法廷等IT機器整備等経費		296
裁判員メンタルヘルス対策相談委託		2

## 103. 参議院法務委員会で議決された決議（附帯決議を含む）の昨年1年間における対処状況について（令和7年1月調査）

## ○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和6年4月4日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和6年)</p>	<p>裁判所としては、第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短期間に終局させるとともに、当事者である国民のニーズを踏まえ、充実した手続を実施する方策の一環として、合議体による審理の充実・活用を図るよう努力しているところであり、裁判の迅速化に関する法律第8条第1項に定められた裁判の迅速化に係る検証において、審理期間が長期化している状況を不断に検証するとともに、争点整理手続の実情や合議体による審理の実情等を分析・検証するなどし、合理的期間内に充実した適正な裁判が実現されるように検討を続けている。これまでも裁判所としては、裁判官を増員し、裁判官が適切な訴訟指揮権を行使して終期を見通した計画的な審理の実践や合議事件の審理の充実強化を図る態勢を整えるとともに、訴訟関係人の理解と協力を得つつ、争点中心型審理の実践に努めるなど、審理期間及び合議率の目標達成のため検討を続けてきたところである。</p> <p>また、専門的知見その他必要な知識・技法の習得及び力量の向上のため、争点整理、合議等の審理の在り方や専門的な知見を要する分野等について、裁判官を対象とする研究会を実施するなどしてきたところであり、引き続き、充実した研修の実施に努めたい。</p>
<p>二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。</p>	<p>検討中</p>	<p>裁判所としては、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数及び判事の欠員見込みの概数及びその定員が</p>

		適正であることについては、委員会質疑を通じて明らかにする予定である。
三 令和二年四月十六日、令和三年四月六日及び令和五年四月六日の当委員会における各附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて検討していくこと。	検討中	・裁判所としては、引き続き、裁判官にふさわしい資質・能力を備えた人をできるだけ多く裁判官に採用できるよう努めるとともに、判事補の定員について、今後の事件動向や充員の見込み等を踏まえて検討を続けてまいりたい。
四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき引き続き必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。	検討中	法曹志望者数の減少、ひいては司法修習生の減少が判事補任官者数に及ぼす影響については、必要な分析を行った上で、委員会質疑を通じて示す予定である。
五 裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で裁判官・裁判所職員の適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境を整えること。	一部措置済み (令和7年)	裁判所としては、裁判手続等のデジタル化に伴って合理化・効率化される事務処理の在り方などについて検討を進めているところであり、引き続き裁判手続等のデジタル化の状況なども踏まえて、必要な人的態勢の整備に努めてまいりたい。また、裁判官以外の裁判所職員に関しては、実際の超過勤務の把握に努め、適切な労働環境を整えてきたところであるが、これに加えて、最高裁では令和7年1月から勤務時間を管理するシステムを導入したところである。
六 両親の離婚時における子の利益確保の要請等への対応の必要性、子をめぐる事件を始めとした家事事件の複雑化・困難化の動向等を踏まえ、家庭裁判所における多角的な対応が適切かつ十分に行われるよう、家庭裁判所の人的・物的体制の整備を進めること。	検討中	裁判所としては、子をめぐる事件を含む家事事件の事件動向や事務処理状況等を踏まえながら、家庭裁判所に期待される役割を適切に果たせるよう、家庭裁判所の人的・物的態勢の整備を進めてまいりたい。
七 裁判官・裁判所職員が健康的に働き続けられる職場環境を整備すること。子育て、介護等について仕事と家庭の両立に向けた取組をより一層進めること。	一部措置済み (令和6年)	裁判所としては、全ての職員が心身ともに健康的に働けることができるよう、健康診断や面接指導、ストレスチェックを実施しているほか、カウンセラーによる相談態勢の整備や健康に関する知識付与等にも取り組んでいる。 また、職員の育児・介護等にかかる状況を把握するとともに、両立支援制度を周知、説明し、育児・介護に伴う休暇・